［項を削る。］

3　（契約締結時の書面の交付に関する特例）

利息制限法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第九十三号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（消費税法一部改正法第三条の規定による消費税法第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び地方税法等一部改正法第二条の規定による地方税法第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］		
第十三条第十項	第二項	附則第三項の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第十二項	第四項	附則第三項の規定により読み替えて適用する第四項

4　（令和元年台風第十九号に伴う貸付けに関する特例）

個人顧客が令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、令和二年四月三十日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二十三第一項第二号の二ハ	三月	六月
第十条の二十三第一項第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況

11　貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第四十三号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

12　（契約締結時の書面の交付に関する特例）

［同上］

［同上］		
第十三条第十項	第二項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第十二項	第四項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する第四項

［項を加える。］